

議案第30号

一般職の職員の給与に関する条例及び加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和4年3月24日提出

加西市長 西村 和平

一般職の職員の給与に関する条例及び加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和42年加西市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年加西市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第29条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第29条第4項から第6項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成4年加西市条例第4号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第33条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号

において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議資料)

令和3年人事院勧告に準じ、一般職の職員及び任期付職員の期末手当について所要の改正を行うもの。

【概要】

(1) 一般職員及び再任用職員の期末手当の改正(第1条)

- ・一般職員の期末手当の支給月数を0.15月分引き下げる。(年間4.45月→4.30月)
- ・再任用職員の期末手当の支給月数を0.1月分引き下げる。(年間2.35月→2.25月)

職員区分		6月期	12月期
一般職員	期末手当	1.20月 (1.275月)	1.20月 (1.275月)
	勤勉手当	0.95月	0.95月
	計	2.15月 (2.225月)	2.15月 (2.225月)
再任用職員	期末手当	0.675月 (0.725月)	0.675月 (0.725月)
	勤勉手当	0.45月	0.45月
	計	1.125月 (1.175月)	1.125月 (1.175月)

( ) 内は昨年のも月数

(2) 特定任期付職員の期末手当の改正(第2条)

- ・期末手当の支給月数を0.1月分引き下げる。(年間3.35月→3.25月)

職員区分	6月期	12月期
特定任期付職員	1.625月 (1.675月)	1.625月 (1.675月)

( ) 内は昨年のも月数

(3) 令和4年6月に支給する期末手当の特例措置

- ・改正後の率により算定された期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た額を減じる。

職員区分	率
以下に掲げる職員以外の職員	127.5分の15
特定任期付職員	167.5分の10
再任用職員	72.5分の10